

## マッチング促進基盤整備事業実施規程

### (目的)

第1条 マッチング促進基盤整備事業（以下「マッチング事業」という。）の実施については、香川県マッチング基盤整備事業費補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）及びマッチング事業の対象となる農地のある市町が定める当該事業に係る要綱（以下「市町要綱」という。）に定めるもののほか、この規程によるものとする。

### (事業計画の承認申請)

第2条 マッチング事業により簡易な基盤整備を行いたい者（以下「受益者」という。）は「マッチング促進基盤整備事業実施要望書」（別紙様式第1号）を、マッチング事業を実施する市町長（以下「市町長」という。）を経由して、公益財団法人香川県農地機構（以下「機構」という。）に提出するものとする。

2 機構は、当該要望書に基づき、必要に応じて実地調査を行い、マッチング事業を実施することが適正と認めた場合は、市町要綱に基づく事業実施計画書を作成し、当該計画並びに受益者の負担及び当該負担分の支払い方法等について、「マッチング促進基盤整備事業の実施に係る同意書」（別紙様式第2号-1及び第2号-2）により、受益者及び当該農地の所有者（以下「地権者」という。）の同意を求めるものとする。

3 機構は、市町要綱に基づき、受益者及び地権者の同意が得られた事業実施計画書を内容とするマッチング事業計画書を、市町長に提出するとともに、その旨を受益者及び地権者に通知する。

4 前3項の規定は、事業実施計画を変更する場合について準用するものとする。

### (補助金の交付申請)

第3条 機構は、市町要綱に基づく事業実施計画の承認通知を受けたときは、交付申請書を作成し、市町長に提出するものとする。

### (事業の実施)

第4条 機構は、受益者の作付計画等を踏まえ、適正な実施期間、工法等による実施に努めるものとする。

### (事業の完了)

第5条 機構は、事業完了後速やかに事業実績を確認するとともに、市町要綱に基づく実績報告書を作成し、市町長に提出するものとする。

### (補助金の受け入れ等)

第6条 機構は、補助金の受入れにあたって当該事業に係る補助金請求書を市町長に提出するとともに、受益者負担分について、受益者負担分の支払い方法等についての受益者の同意に基づき、受益者に請求するものとする。

### (補足)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(別紙様式第1号)

## 平成〇年度マッチング促進基盤整備事業実施に係る要望書

平成 年 月 日

公益財団法人香川県農地機構  
理事長 殿  
(市町長経由)

住 所  
氏 名 印  
(法人の場合は法人名、代表者名)

公益財団法人香川県農地機構が事業実施主体となるマッチング促進基盤整備事業について下記のとおり実施をお願いしたいので要望します。

### 記

#### 1. 事業の目的・効果

--

#### 2. 対象となる農用地

利用権を設定する農用地				利用権の設定の内容						備考
所在	地番	現況地目	面積	利用権の種類	内容	始期	終期	存続期間	所有者氏名	

#### 3. 事業内容

工 種	事業量	概算事業費	事業実施予定期間
		千円	

#### 4. 事業費の負担方法等

概算事業費 ①+②+③	県 (3/5) ①	市町 (1/5) ②	その他 (1/5) ③ ※要望者
千円	千円	千円	千円

